

和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）実施要領

令和3年4月19日付3農畜機第388号承認
令和3年4月19日付中酪（総務）発第66号

和牛は、改良機関や生産者など多くの関係者が長い年月をかけて育種改良してきた我が国固有の財産であり、その精液や受精卵等は、国内関係者の理解の下、国内での活用を基本とされてきた。このような中、和牛の遺伝資源が不正に中国へ持ち出された事案を受け、早急に和牛遺伝資源の管理体制を構築していく必要がある。

このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年法律第22号）を踏まえ、精液や受精卵の流通・利用の把握能力を高めるための取組及び不正流出防止の契約を締結した受精卵を利用する取組等に対し、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要綱（令和2年3月24日付け元農畜機第7542号。以下「要綱」という。）に基づき補助することとし、我が国の貴重な財産ともいべき和牛遺伝資源の海外への流出防止に資する体制を構築し、もって、我が国肉用牛生産の持続的な発展を図るものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第1 事業の内容

取組主体が実施する和牛遺伝資源の不正流出防止の譲渡契約締結をした和牛受精卵を利用するための次の取組

- ア 和牛受精卵の採卵
- イ 乳用牛への和牛受精卵の移植
- ウ 事業の推進

第2 取組主体

- 1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「畜産クラスター要綱」という。）第2の1に規定する畜産クラスター協議会の構成員若しくは畜産クラスター協議会の構成員から成る団体であって、（1）から（5）までのいずれかに該当し、（6）から（9）までの基準を満たす団体であること。

- (1) 事業協同組合
- (2) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において畜産の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
- (3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
- (4) 株式会社又は持株会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（(3)に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
- (5) 3戸以上の農業を営む個人又は2以上の(1)から(4)までに規定する団体が構成員となっている任意団体であって、次のア及びイの要件を満たすもの
 - ア 組織及び運営についての規約を定めていること。
 - イ 事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。
- (6) 畜産クラスター要綱第2の2に規定する畜産クラスター計画（以下、「畜産クラスター計画」という。）の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。
- (7) 地域や他の畜産関係者との連携を図り又は図る見込みであること。
- (8) 将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき取組を行う畜産を営む構成員に対し、技術指導等を継続して行っていること。
- (9) 畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものであること。

2 本事業に取り組む意思のある3戸以上の農業者から構成され、かつ以下の要件を満たす任意団体であって、本事業の趣旨を達成するために不正流出防止の譲渡契約締結をした和牛受精卵の推進に必要があると都道府県が特に認

める団体であること。

- (1) 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
- (2) 当該集団の規約が次の全ての事項を満たしていること。
 - ア 目的において、畜産経営の生産性向上に資する旨が盛り込まれていること。
 - イ 代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。
 - ウ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - オ 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- (3) 本事業の目的を達成するため、畜産クラスター計画に準じた目標を定め、目標達成のために本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。
- (4) 将来にわたり、(3)の目標に基づき取組を行う畜産経営を営む構成員に対し、技術指導等を継続して行っていること。

第3 事業の実施

1 和牛受精卵移植支援に係る留意事項

(1) 畜産クラスター計画等の達成

本事業の実施においては、畜産クラスター計画（第2の2の団体にあつては、これに準じた目標）の達成に資するものであることとする。

(2) 交配計画の策定

事業に参加しようとする取組主体は、乳用牛への和牛受精卵移植による和牛子牛生産の計画的な取組のための交配計画を策定し、中央酪農会議会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。

(3) 和牛受精卵等を移植する乳用牛

(2)の交配計画において和牛受精卵等を移植する乳用牛は、構成員が飼養する乳用牛全体の3分の1以下の頭数であること。

(4) 交配対象となる乳用牛

和牛受精卵の移植対象となる乳用牛は、構成員の各経営内で乳量等が下位3分の1に入る能力を有すると判断されるものであり、取組主体が各経営よ

り別紙様式第5号の提出を受け、能力を確認するものとする。

(5) 対象となる和牛受精卵

黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種の受精卵とする。ただし、黒毛和種については、受精卵を生産するために交配する種雄牛は、次のア又はイの基準を満たすものとする。

ア 育種価

交配種雄牛の産肉形質のうち、脂肪交雑の育種価並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の育種価が、次の①から⑤までのいずれかにおいて上位2分の1以上であること。

- ① 当該交配種雄牛を登記又は登録した都道府県
- ② 当該交配種雄牛を飼養又は所有している都道府県
- ③ 受精卵を生産した都道府県
- ④ 受精卵を利用する都道府県
- ⑤ 一般社団法人家畜改良事業団等による遺伝的能力評価に基づくもの

イ 検定成績

肉質等級について、公益社団法人全国和牛登録協会の種雄牛産肉能力検定成績（間接法又は現場後代検定法）において、公益社団法人日本食肉格付協会が枝肉取引規格に基づいて実施した格付における肉質等級が5等級である割合が5割を超えていること。

(6) 取組主体は、本事業の実施にあたり、和牛遺伝資源の適正な流通管理を図る観点から、本事業の受益者である酪農経営体のうち、和牛精液・受精卵を生産、流通、保管をする家畜人工授精所及び和牛精液・受精卵を利用する畜産経営から別紙様式第1号の別紙の別添の和牛精液・受精卵の適正管理に関する点検シートの提出を受け、中央酪農会議に提出するものとする。

(7) 中央酪農会議は、(6)の点検シートを確認し、チェック欄の印が確認できない等内容に課題があり、それが解決されない場合は、当該受益者を補助対象から除外するものとする。

2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和3年度から令和4年度までとする。

第4 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

(1) 取組主体は、本事業の実施に当たっては、予め都道府県知事（以下「知事」という。）と協議した交配計画に基づき、別紙様式第1号の別紙を内容とする事業実施計画を作成し、会長に提出するものとする。

また、取組主体は、当該事業実施計画に係る補助金交付申請書の写しを同団体に係る地域内の区域を管轄する知事に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- (2) 取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、別紙様式第1号の和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）補助金交付申請書（以下、「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の変更承認申請

取組主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業費の30%を超える増減
- ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 会長は、本事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 取組主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）概算払請求書を会長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

取組主体は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。

5 管理台帳の整備

取組主体は、別紙様式第4号の別紙の別添1の和牛受精卵の採卵管理台帳、別紙様式第4号の別紙の別添2の乳用牛への和牛受精卵の移植管理台帳、別紙様式第4号の別紙の別添3の乳用牛への和牛受精卵の移植（性判別受精卵）を整備し、実績報告書に添付して会長に提出するものとする。

第5 消費税及び地方消費税の取扱い

1 取組主体は、会長に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第6 帳簿等の整備保管等

1 取組主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産について「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間中、1の帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 会長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施及び実績について、必要

に応じ、取組主体に対し、調査又は報告を求めることができるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めることができるものとする。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 和牛受精卵の採卵	採卵に必要な投薬費、技術経費	定額 ただし、雌牛からの採卵1回当たり17千円を上限とする。
2 乳用牛への和牛受精卵の移植	和子牛生産のための和牛受精卵の購入費や受精卵移植技術に係る経費	1/2以内 ただし、移植する雌牛1頭当たり70千円を上限、性判別受精卵のみを利用した場合は雌牛1頭当たり100千円を上限とする。
3 事業の推進	1及び2の事業の円滑な推進を図るための推進指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）実施要領の第4の1の（2）の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙「和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 和牛受精卵の採卵				
2 乳用牛への和牛受精卵の移植				
3 事業の推進				
計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 畜産クラスター計画（都道府県知事の承認通知を含む）又は知事特認集団として承認を得たことを証明する書類
- (2) 交配計画について都道府県と協議した旨が明らかとなる書類
- (3) 定款
- (4) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別紙

和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）実施計画

1 和牛受精卵の利用について

取組主体名	飼養頭数 (頭)	後継牛生産（交配・導入）		和牛受精 卵利用
		性判別受精 卵利用（頭）	外部導入頭 数（頭）	
合計				

2 和牛受精卵の採卵 (単位:円)

取組主体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎		備考
			機構補助金	その他	回数	技術料	
合計							

3 乳用牛への和牛受精卵の移植 (単位:円)

取組主体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎			備考
			機構補助金	その他	個 数	単 価	技術 料	
合計								

4 乳牛への和牛受精卵の移植（性判別受精卵） (単位:円)

取組主体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎			備考
			機構補助金	その他	個 数	単 価	技術 料	
合計								

5 事業の推進 (単位:円)

時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		費目	積算 基礎
				機構 補助金	その他		
合計							

別紙様式第1号の別紙の別添

和牛精液・受精卵の適正管理に関する点検シート

【点検シート】

- ① 各項目について、過去一年間の実行状況を確認の上、点検して下さい。
- ② 点検は、自己経営全体の状況について行って下さい。
- ③ 点検は、事業者自ラ行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付して下さい。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目は、チェック欄に印は付さず、下欄にその理由や改善の予定などを記入して下さい。
- ⑤ 作成した点検シートは、次回点検まで保存して下さい。

チェック欄

1	<p>家畜改良増殖法等の関連法の遵守</p> <p>家畜人工授精や受精卵移植に関する業務について、①精液や受精卵（精液等）を他者に販売するために保管している場合は家畜人工授精所の開設許可を得ていること、②家畜人工授精や受精卵移植の実施者は獣医師又は家畜人工授精師であることなど、家畜改良増殖法等の関連法を遵守すること。</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>正規に管理された精液や受精卵の利用の徹底</p> <p>使用する精液等は、家畜人工授精所で管理されたものであり、封入した容器（ストロー）の記載事項（採精年月日等）と添付される精液等の証明書（ラベル）の内容が一致するとともに、譲渡・経由等の必要が記入された適正なものであること。</p>	<input type="checkbox"/>
3	<p>家畜人工授精業務等の適正実施に向けた取組</p> <p>家畜人工授精や受精卵移植を実施した際は、取違等がないか確認するとともに、家畜人工授精師等が発行する授精証明書の内容がストローやラベルの内容と齟齬がないか確認すること。また、使用したストローやラベルは、家畜人工授精簿と速やかに照合できるように管理されていること。</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p>和牛遺伝資源の譲渡契約の締結</p> <p>精液等の取引をする際には、不正利用等を禁止する契約を締結するとともに、当該契約内容を遵守すること。</p>	<input type="checkbox"/>
5	<p>和牛遺伝資源に関する新たな知見、意識の向上</p> <p>家畜人工授精や受精卵移植等に関する新たな知見や和牛遺伝資源の保護に向けた意識の向上に資する情報の収集、知識の取得等に努めること。</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>国の調査等への協力</p> <p>国や都道府県、関係団体等が行う和牛遺伝資源の適正管理のための各種調査に協力するとともに、通知等を遵守すること。</p>	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など】

点検日：

点検者：

別紙様式第2号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業
(和牛受精卵移植支援) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業(和牛受精卵移植支援)の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業(和牛受精卵移植支援)実施要領第4の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙「和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業(和牛受精卵移植支援)実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 和牛受精卵の採卵				
2 乳用牛への和牛受精卵の移植				
3 事業の推進				
計				

(注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、変更前を上段に()書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業
(和牛受精卵移植支援) 概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）実施要領の第4の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求書

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日ま で予定 出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業
(和牛受精卵移植支援) 実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業(和牛受精卵移植支援)について、下記のとおり実施したので、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業(和牛受精卵移植支援)実施要領第4の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第4号の別紙「和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業(和牛受精卵移植支援)実績報告書・積算」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位:円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 和牛受精卵の採卵				
2 乳用牛への和牛受精卵の移植				
3 事業の推進				
計				

(注) 3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を()書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業の実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第4号の別紙

和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業（和牛受精卵移植支援）実績報告・積算

1 和牛受精卵の利用について

取組主体名	後継牛生産（交配・導入）				和牛受精卵利用
	飼養頭数 （頭）	性判別受精 卵利用（頭）	外部導入頭 数（頭）		
合計					

2 和牛受精卵の採卵 （単位：円）

取組主体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎		備考
			機構補助金	その他	回数	技術料	
合計							

3 乳用牛への和牛受精卵の移植 （単位：円）

取組主体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎			備考
			機構補助金	その他	個 数	単 価	技術 料	
合計								

4 乳牛への和牛受精卵の移植（性判別受精卵） （単位：円）

取組主体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎			備考
			機構補助金	その他	個 数	単 価	技術 料	
合計								

5 事業の推進 （単位：円）

時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		費目	積算 基礎
				機構 補助金	その他		
合計							

別紙様式第4号の別紙の別添1

和牛受精卵の採卵管理台帳

取組主体名： _____

取組生産者	飼養頭数	取組頭数	点検シート ※1	事業対象雌牛		飼養者	採卵日	精液情報				採卵経費 A	1回あたりの事業費 B	補助金 ※3 C	備考
				品種	個体識別番号			品種	名号	登録番号	要件確認 ※2				
合計 (戸)															

- ※1 : 別紙様式第1号の別紙の別添の点検シートの内容が問題なければ○を記入する
- ※2 : 実施要領第3の1の(5)の交配種雄牛の要件を満たしていれば○を記入する (黒毛和種の場合)
- ※3 : Bの金額と17,000円どちらか少ない金額
- ※ : 採卵を行ったことを証明するものの写しを整備すること

別紙様式第 4 号の別紙の別添 2

乳用牛への和牛受精卵の移植管理台帳

取組主体名：

取組生産者	飼養頭数	取組頭数	点検シート ※ 1	事業対象乳用雌牛 個体識別番号	飼養者	移植日	受精卵情報						受精卵代 A	移植経費 B	事業費 C=A+B	1 頭あたりの事業 費 D	1 頭あたりの事業 費の1/2 E=D/2	補助金 ※ 3 F	能力確認 ※ 4	備考	
							受精卵 証明書 番号	品種	供卵牛		交配種雄牛										
									名号	個体識別番号 (登録番号)	名号	登録番号									要件確認 ※ 2
合計 (戸)																					

※ 1 : 別紙様式第 1 号の別紙の別添の点検シートの内容が問題なければ○を記入する
 ※ 2 : 実施要領第 3 の 1 の (5) の交配種雄牛の要件を満たしていれば○を記入する (黒毛和種の場合)
 ※ 3 : Eの金額と70,000円どちらか少ない金額
 ※ 4 : a ゲノミック評価結果により判断
 b 牛群検定成績により判断
 c-1 対象牛の父牛の交配精液の能力が低い
 c-2 対象牛の体型が搾乳に適していない
 c-3 対象牛の気性が荒く扱いにくい
 c-4 対象牛の乳量・乳質が低い
 c-5 その他 (備考欄に理由を記入)
 ※ : 購入した受精卵の証拠書類及び移植を行ったことを証明するものの写しを整備すること。

別紙様式第 4 号の別紙の別添 3

乳用牛への和牛受精卵の移植（性別別受精卵）管理台帳

取組主体名：

取組生産者	飼養頭数	取組頭数	点検シート ※ 1	事業対象乳用雌牛 個体識別番号	飼養者	移植日	受精卵情報					受精卵代 A	移植経費 B	事業費 C=A+B	1頭あたりの事業費 D	1頭あたりの事業費の1/2 E=D/2	補助金 ※ 3 F	能力確認 ※ 4	備考
							受精卵 証明書 番号	品種	供卵牛		交配種雄牛								
									名号	個体識別番号 (登録番号)	名号	登録番号	要件確認 ※ 2						
合計（戸）																			

- ※ 1 : 別紙様式第 1 号の別紙の別添の点検シートの内容が問題なければ○を記入する。
- ※ 2 : 実施要領第 3 の 1 の（ 5 ）の交配種雄牛の要件を満たしていれば○を記入する（黒毛和種の場合）
- ※ 3 : Eの金額と100,000円どちらか少ない金額
- ※ 4 : a ゲノミック評価結果により判断
b 牛群検定成績により判断
c-1 対象牛の父牛の交配精液の能力が低い
c-2 対象牛の体型が搾乳に適していない
c-3 対象牛の気性が荒く扱いにくい
c-4 対象牛の乳量・乳質が低い
c-5 その他（備考欄に理由を記入）
- ※ : 購入した受精卵の証拠書類及び移植を行ったことを証明するものの写しを整備すること。

和牛受精卵移植対象牛選定理由確認書

年 月 日

取組主体の長 宛

[申請者]

住所：

氏名：

飼養者氏名：

個体識別番号：

受精卵移植の対象である牛を下位1/3の能力と判断した基準を次から選択して下さい。

- ゲノミック評価結果により判断
- 牛群検定成績により判断
- 所有者独自の判断（主な理由に○をつけて下さい）
 - 1 対象牛の父牛の交配精液の能力が低い
 - 2 対象牛の体型が搾乳に適していない
 - 3 対象牛の気性が荒く扱いにくい
 - 4 対象牛の乳量・乳質が低い
 - 5 その他（理由を記入して下さい）

別紙様式第5号（連記式）

和牛受精卵移植対象牛選定理由確認書

年 月 日

取組主体の長 宛て

[申請者]

住所：

氏名：

No.	事業対象乳用雌牛 個体識別番号 (10桁)	飼養者	受精卵移植の対象である牛を下位1/3の能力と判断した基準に○								
			ゲノミック評価 結果により 判断	牛群検定成績 により判断	所有者独自の判断					その他	その他の理由を具体的に記入
					対象牛の父牛 の交配精液の 能力が低い	対象牛の体型 が搾乳に適し ていない	対象牛の気性 が荒く扱いに くい	対象牛の乳 量・乳質が低 い			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

別紙様式第6号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業
(和牛受精卵移植支援)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業(和牛受精卵移植支援)補助金について、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業(和牛受精卵移植支援)実施要領の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。(返還がある場合、記載すること。))

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日第 号による補助金額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料